

判決年月日	平成 2 4 年 9 月 1 3 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10253号		
○発明の名称を「有機発光ダイオード類に基づく青色リン光用の材料および素子」とする発明について、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができるとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 本件は、原告らが、発明の名称を「有機発光ダイオード類に基づく青色リン光用の材料および素子」とする発明について特許出願をしたが、拒絶査定を受け、拒絶査定に対する不服審判請求をしたところ、特許庁が、平成 2 3 年 3 月 2 3 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、その審決取消を求めた事案である。

審決は、本願発明は、周知の技術的事項に照らせば、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、本願発明と引用発明の相違点 1，2 に係る容易想到性について、概要、次のように判示して、審決を取り消した。

(1) ア 本願発明の「リン光」とは、有機分子の三重項励起状態のエネルギーから直接発光する現象を指すものと理解される。一方、引用発明の発光材料は、三重項励起子のエネルギーを希土類金属イオンに移行させ、当該イオンの励起状態から発光させるものであって、三重項励起状態のエネルギーを直接発光させるものではないと解される。そうすると、引用発明における発光は、本願明細書で定義され、当該技術分野における一般的な用法による「リン光」と同義とはいえない。

次に、引用発明の発光材料が、本願発明の「リン光発光ドーパント材料」と同一でないとしても、引用発明から相違点 1 に係る本願発明の構成を想到することが容易であるかについて、引用発明は、三重項励起子エネルギーを希土類金属イオンに移行させて発光するという機構に基づく発光素子であるのに対して、本願発明は、当該技術分野で通常用いる意味での「リン光発光材料」の発光分子上で励起子を直接捕捉するものであるから、両者の発光機構は異なる。また、引用発明の構成が、導電性有機材料及び希土類金属の有機金属錯体が使用された発光素子において、発光効率が高くかつ有効寿命の長い有機エレクトロルミネッセント素子を提供することを目的として採用されたものであり、当該素子に特有の構成であるから、引用例 1 において、その発光材料を、別の発光機構のものに変更する動機付けはない。

したがって、「周知のリン光発光材料を引用発明のリン光発光材料に適用し、上記相違点 1 に係る本願発明の発明特定事項を得ることも、当業者が適宜なし得たことである。」との審決の判断は誤りである。

(2) 本願発明は、非電荷運搬材料、正孔輸送材料及びリン光発光ドーパント材料を、そのHOMO及びLUMOレベルが特定の関係になるように組み合わせて用いることによって、追加のエネルギー移動過程なしに励起子エネルギーを発光材料分子により直接捕捉して、発光効率を高めることができるという技術的意義を有すると認められる。

これに対し、引用例1では、電荷輸送材料（n型及びp型有機材料）と発光材料のLUMOどうしの大小関係が規定されているとはいえるが、本願発明の上記関係は記載も示唆もされていない。また、引用例1では、リン光発光材料上での正孔及び電子の直接捕捉を達成すること、及び、それにより三重項エネルギー移動過程を抑えることによる利点やそれが望ましいことについても、記載も示唆もされていない。有機発光素子の分野において、用いる化合物のエネルギー準位の相対的關係を考慮することが周知であるとしても、リン光発光材料上での正孔及び電子の直接捕捉を達成するという観点がなくては、当業者といえども、本願発明のエネルギー準位の相対的關係を導き出すことはできないというべきである。

したがって、「引用発明から上記相違点2に係る発明特定事項を得ることは、当業者が容易になし得たことである。」とした審決の判断は誤りである。